

## 伊勢原市事業所立地適正化資金融資利子補給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、事業所の立地が不適当なために操業上支障があり、工場適地へ移転するに当たり、伊勢原市中小企業融資規則（昭和58年伊勢原市規則第5号。以下「融資規則」という。）に基づく資金の貸付けを受けた者が支払った約定利子の一部を市が予算の範囲内において補助すること（以下「利子補給」という。）について、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「補助金等の交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(受給資格者)

第2条 利子補給を受けることのできる者（以下「受給資格者」という。）は、融資規則第9条の事業所立地適正化資金融資を受け、取扱金融機関への返済に際し、融資に係る利子を支払った者とする。

(利子補給の額)

第3条 利子補給の額は、融資額5,000万円を限度として、取扱金融機関に支払った約定利子の50パーセントとする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

(利子補給の期間)

第4条 利子補給期間は、約定利子を取扱金融機関に支払い始めた月から起算して60月以内とする。ただし、利子補給期間内に、一括返済したときは、一括返済した月の前月までとする。

(交付の制限)

第5条 市長は、受給資格者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該年の利子補給金を交付しない。

(1) 市税を完納していないとき。

(2) 貸付けを受けた資金の用途に従って使用しないとき。

(3) 貸付けを受けた資金の償還期間を遵守しないとき。ただし、一括返済は除く。

(4) その他市長が交付することが適当でないと認めるとき。

(交付の申請)

第6条 利子補給金の交付を受けようとする者は、毎年1月1日から12月31日までの間に支払った約定利子について、伊勢原市事業所立地適正化資金融資利子補給金交付申請書（第1号様式）に、取扱金融機関の約定利子支払額証明を受け、翌年1月末日（資金の貸付けを12月に受けた場合にあっては、その翌年に限り、2月末日）までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、利子補給金を交付することを決定したときは伊勢原市事業所立地適正化資金融資利子補給金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないことを決定したときは伊勢原市事業所立地適正化資金融資利子補給金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(利子補給金の交付)

第8条 市長は、利子補給金の交付決定通知を受けた者（以下「受給者」という。）の請求に基づき、利子補給金を交付する。

(状況調査)

第9条 市長は、必要と認めるときは、取扱金融機関等に対して報告を求め、又

は状況を調査することができる。

(変更の届出)

第10条 受給者は、利子補給金を受けている期間中、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所、氏名、名称又は代表者を変更したとき。
- (2) 貸付条件の変更があったとき。
- (3) その他市長が報告を求めたとき。

(申請の取り下げのできる期間)

第11条 補助金等の交付規則第9条第1項に定める取下げのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から10日を経過した日までとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第12条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付を取り消し、既に支給した利子補給金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により利子補給金の交付を受けたとき。
- (2) 融資規則、補助金等の交付規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認めるとき。

(備付帳簿)

第13条 市長は、伊勢原市事業所立地適正化資金融資利子補給交付処理簿(第4号様式)を備えて、必要な事項を記載しておかななければならない。

(委任)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和3年7月15日告示第189号)

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

伊勢原市事業所立地適正化資金融資利子補給金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 所在地（住所）  
 事業所名  
 代表者氏名  
 電話番号

伊勢原市事業所立地適正化資金融資利子補給要綱第6条の規定により、次のとおり利子補給金の交付を申請します。

なお、同要綱第5条の規定による市税完納要件の確認のため、納税状況の調査に同意します。

利子補給申請額 円

|          |           |               |
|----------|-----------|---------------|
| 利子補給金の内訳 | 借入金額      | 円             |
|          | 借入期間      | 年 月 日から 年 月 日 |
|          | 当該年度対象期間  | 年 月 日から 年 月 日 |
|          | 対象期間利子支払額 | ③ 円           |
|          | 利子補給金算出額  | ③ 円×50%= 円    |

**約定利子支払額証明欄**

借入期間第1回利子支払日 年 月 日

利子補給対象期間 年 月 日から 年 月 日

|         |             |   |
|---------|-------------|---|
| 対象期間償還額 | ①償還額        | 円 |
|         | ②うち元金       | 円 |
|         | ③うち利子額（①－②） | 円 |
|         | （延滞利息を除く。）  |   |

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

取扱金融機関

代表者名

㊟

第2号様式（第7条関係）

伊勢原市事業所立地適正化資金融資利子補給金交付決定通知書

伊勢原市指令（ ）第 号  
年 月 日

所在地（住所）

事業所名

代表者氏名 様

伊勢原市長 印

年 月 日付けで申請のあった伊勢原市事業所立地適正化資金融資利子補給金の交付については、次のとおり決定したので通知します。

利子補給金交付決定額 円

|                      |              |               |
|----------------------|--------------|---------------|
| 交付<br>決定<br>額の<br>内訳 | 借入金額         | 円             |
|                      | 借入期間         | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
|                      | 借入期間第1回利子支払日 | 年 月 日         |
|                      | 当該年度対象期間     | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
|                      | 対象期間利子支払額    | 円             |
|                      | 利子補給金算出額     | 円×50%= 円      |

その他

第 3 号様式（第 7 条関係）

伊勢原市事業所立地適正化資金融資利子補給金不交付決定通知書

伊勢原市指令（ ）第 号

年 月 日

所在地（住所）

事業所名

代表者氏名 様

伊勢原市長 印

年 月 日付けで申請のあった伊勢原市事業所立地適正化資金融資利子補給金の交付については、次の理由により不交付を決定したので通知します。

不交付の理由

---

伊勢原市事業所立地適正化資金融資利子補給要綱

第 5 条第 号該当

---

---

---

第4号様式 (第13条関係)

伊勢原市事業所立地適正化資金利子補給交付処理簿

| 事業所名 | 所在地 | 代表者名 | 電話番号 | 借入金額 | 利率 | 借入期間 | 第1回利子支払日 | 取扱金融機関 | 対象期間 | 利子支払額 | 交付決定額 | 交付決定日 |
|------|-----|------|------|------|----|------|----------|--------|------|-------|-------|-------|
|      |     |      |      |      |    |      |          |        | 1年目  |       |       |       |
|      |     |      |      |      |    |      |          |        | 2年目  |       |       |       |
|      |     |      |      |      |    |      |          |        | 3年目  |       |       |       |
|      |     |      |      |      |    |      |          |        | 4年目  |       |       |       |
|      |     |      |      |      |    |      |          |        | 5年目  |       |       |       |
|      |     |      |      |      |    |      |          |        | 1年目  |       |       |       |
|      |     |      |      |      |    |      |          |        | 2年目  |       |       |       |
|      |     |      |      |      |    |      |          |        | 3年目  |       |       |       |
|      |     |      |      |      |    |      |          |        | 4年目  |       |       |       |
|      |     |      |      |      |    |      |          |        | 5年目  |       |       |       |
|      |     |      |      |      |    |      |          |        | 1年目  |       |       |       |
|      |     |      |      |      |    |      |          |        | 2年目  |       |       |       |
|      |     |      |      |      |    |      |          |        | 3年目  |       |       |       |
|      |     |      |      |      |    |      |          |        | 4年目  |       |       |       |
|      |     |      |      |      |    |      |          |        | 5年目  |       |       |       |
|      |     |      |      |      |    |      |          |        | 1年目  |       |       |       |
|      |     |      |      |      |    |      |          |        | 2年目  |       |       |       |
|      |     |      |      |      |    |      |          |        | 3年目  |       |       |       |
|      |     |      |      |      |    |      |          |        | 4年目  |       |       |       |
|      |     |      |      |      |    |      |          |        | 5年目  |       |       |       |
|      |     |      |      |      |    |      |          |        | 1年目  |       |       |       |
|      |     |      |      |      |    |      |          |        | 2年目  |       |       |       |
|      |     |      |      |      |    |      |          |        | 3年目  |       |       |       |
|      |     |      |      |      |    |      |          |        | 4年目  |       |       |       |
|      |     |      |      |      |    |      |          |        | 5年目  |       |       |       |